

監理費表（実習生の在留資格ごとに監理費が異なる場合）（技能実習1号）

監理団体名：島原半島共栄事業協同組合
所 在 地：長崎県島原市新馬場町136番地4
責任者 役職・氏名 代表理事 片山 祥充

監理費の種類	種別	監理費の種類	監理費 (合計額)	監理費 (技能実習生1人当たり)	備考
職業紹介費 (※)	人件費	募集及び選抜に要する人件費	0円	0円	
		外国の送出機関へ支払う費用	1,301,184円	18,072円	協定書参照
		健康診断費用	624,000円	9,800円	実費（消費税込み）
		小計	1,925,184円	33,800円	
講習費（※）		入国前講習に要する費用	1,065,000円	15,000円	現地教育費
	施設使用料	施設使用料	3,053,000円	43,000円	3,096,000円÷71名
	講師及び通訳への謝金	講師謝金	2,662,500円	37,500円	2,592,000円÷71名
	教材費	教材費	142,000円	2,000円	実費
	技能実習生に支給する手当	講習手当	4,260,000円	60,000円	食費30,000円込み（1,000円/日）
		小計	11,182,500円	157,500円	
監査指導費	人件費	監査に要する費用	3,240,000円	45,000円	11,250円×4回
	その他	その他（訪問指導に要する費用）	9,720,000円	135,000円	11,250円×12回
		小計	12,960,000円	180,000円	
その他諸経費	()	技能実習生渡航に要する費用	3,438,072円	75,000円	実費
	()	人件費・事務諸経費	2,867,353円	39,824円	5,535,561円÷139名
	()	その他	2,363,400円	32,825円	24,320円（技能実習生総合保険）、申請手数料（4,505円）、4,000円（収入印紙代）、実費（受験料）、実費（宿舎備品等）
		小計	8,668,825円	107,825円	
合計			34,736,509円	319,305円	

※金額については例示であり、費用については適切に精算し実費を徴収します。

※技能実習生1人当たりの職業紹介費は雇用関係の成立のあっせんに係る事務が生じた技能実習生数に基づき計上する。

監理費表（実習生の在留資格ごとに監理費が異なる場合）（技能実習 2 号 1 年目）

監理団体名：島原半島共栄事業協同組合

所 在 地：長崎県島原市新馬場町 136 番地 4

責任者 役職・氏名 代表理事 片山 祥充

監理費の種類	種別	監理費の種類	監理費 (合計額)	監理費 (技能実習生 1 人当たり)	備考
監査指導費	人件費	監査に要する費用	2,835,000 円	45,000 円	11,250 円×4回
		小計	2,835,000 円	45,000 円	
その他諸経費	()	相談・支援に要する費用	8,505,000 円	135,000 円	11,250 円×12回
	()	人件費・事務諸経費	2,508,912 円	39,824 円	5,535,561 円÷139 名
	()	その他	268,000 円	4,000 円	4,000 円 (収入印紙代)、他
	()	送出機関管理費	1,138,536 円	18,072 円	協定書参照
		小計	12,152,448 円	187,693 円	
合 計			14,987,448 円	232,693 円	

※金額については例示であり、費用については適切に精算し実費を徴収します。

※技能実習生 1 人当たりの職業紹介費は雇用関係の成立のあっせんに係る事務が生じた技能実習生数に基づき計上する。

監理費表（実習生の在留資格ごとに監理費が異なる場合）（技能実習 2 号 2 年目）

監理団体名：島原半島共栄事業協同組合

所 在 地：長崎県島原市新馬場町 136 番地 4

責任者 役職・氏名 代表理事 片山 祥充

監理費の種類	種別	監理費の種類	監理費 (合計額)	監理費 (技能実習 1 人当たり)	備考
監査指導費	人件費	監査に要する費用	180,000 円	45,000 円	11,250 円×4回
		小計	180,000 円	45,000 円	
その他諸経費	()	相談・支援に要する費用	540,000 円	135,000 円	11,250 円×12回
	()	人件費・事務諸経費	159,296 円	39,824 円	5,535,561 円÷139 名
	()	送出機関管理費	77,288 円	18,072 円	協定書参照
		小計	771,584 円	187,693 円	
合 計			951,584 円	232,693 円	

※金額については例示であり、費用については適切に精算し実費を徴収します。

※技能実習生 1 人当たりの職業紹介費は雇用関係の成立のあっせんに係る事務が生じた技能実習生数に基づき計上する。